

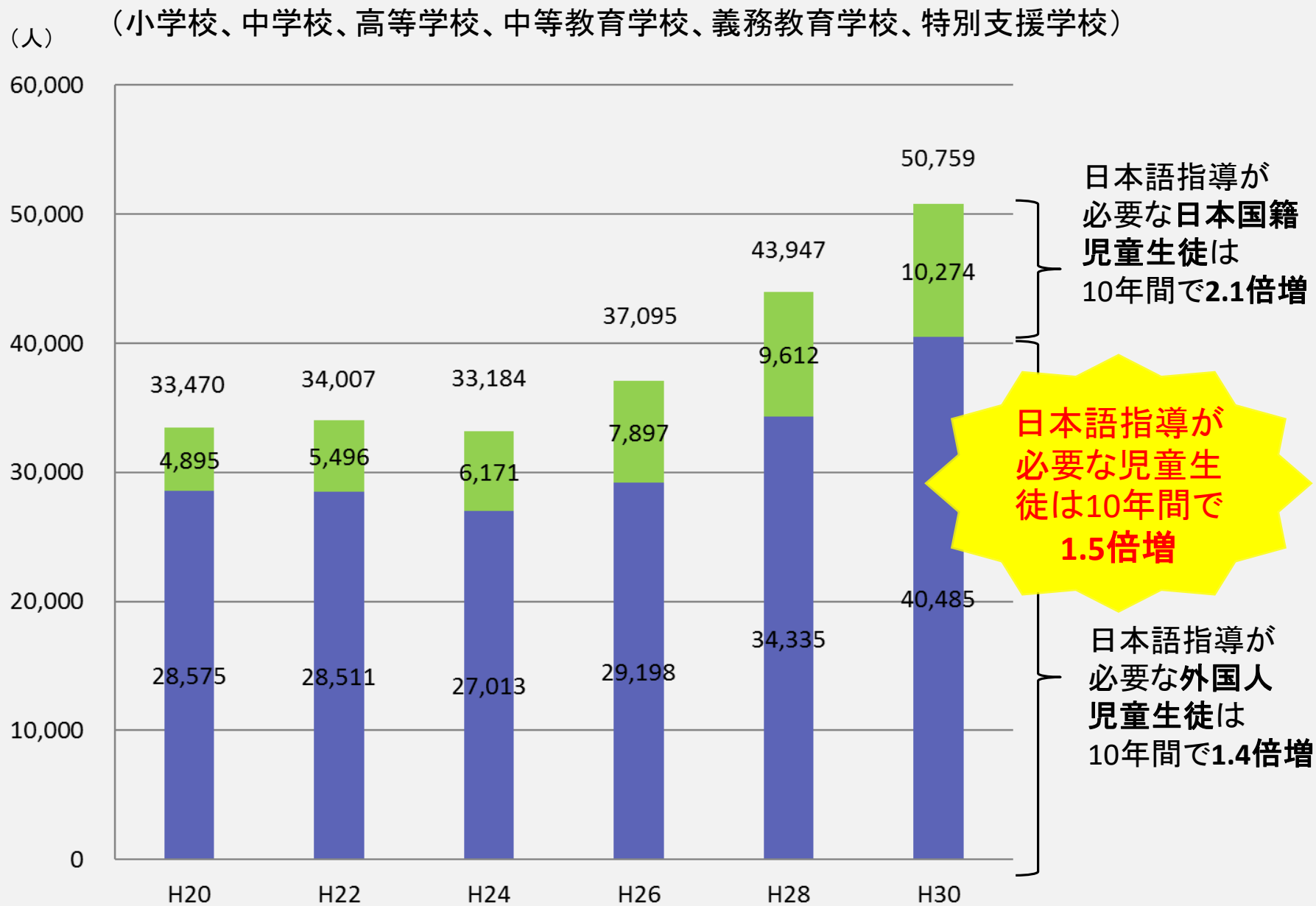
外国人児童生徒等教育の現状と課題 －高校進学促進を中心に

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三好 圭



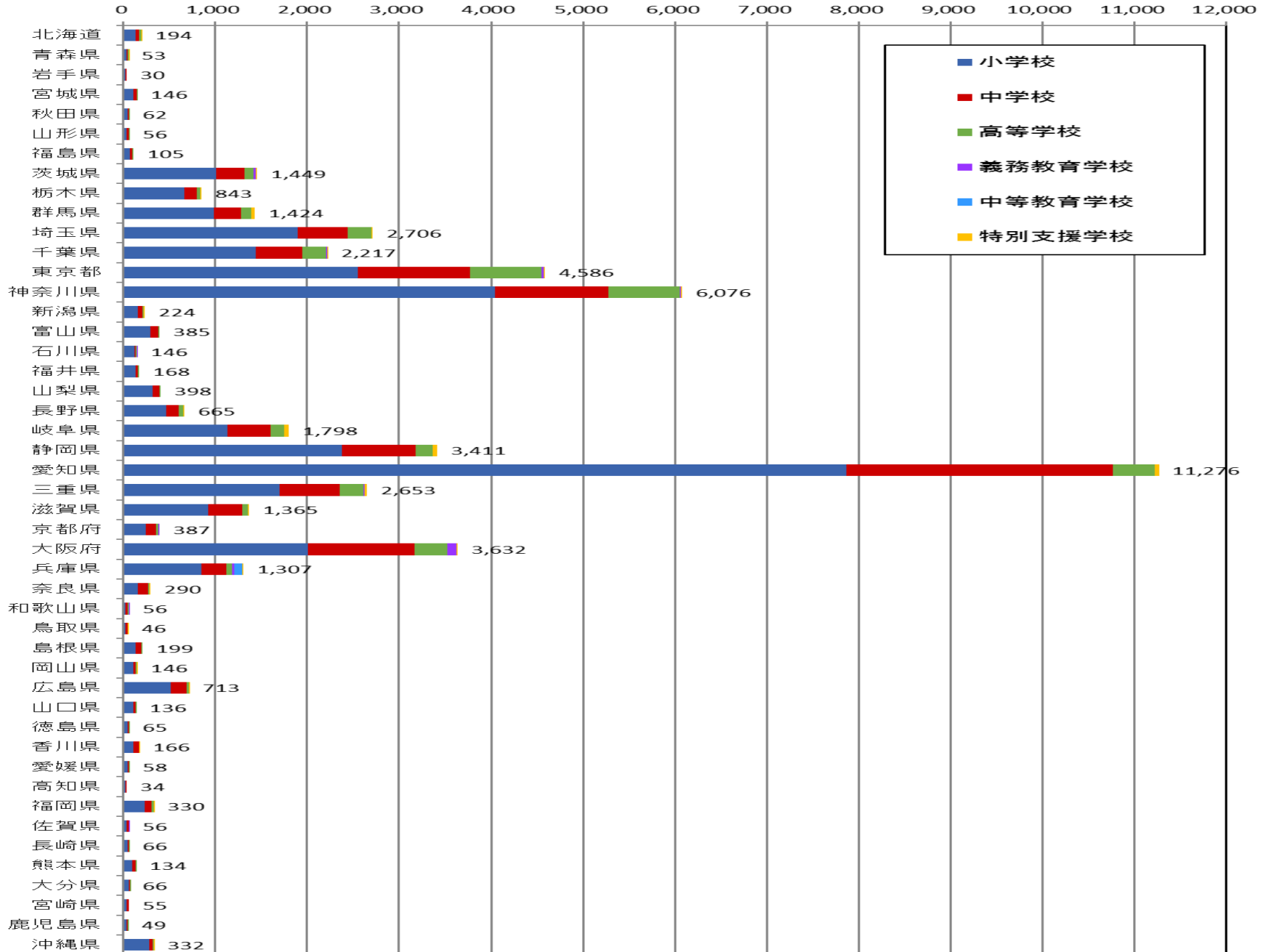
制度と現状

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

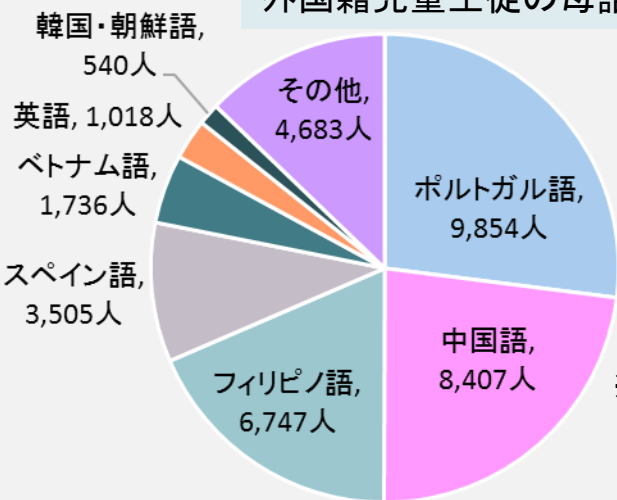
(児童・生徒数：人)



帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

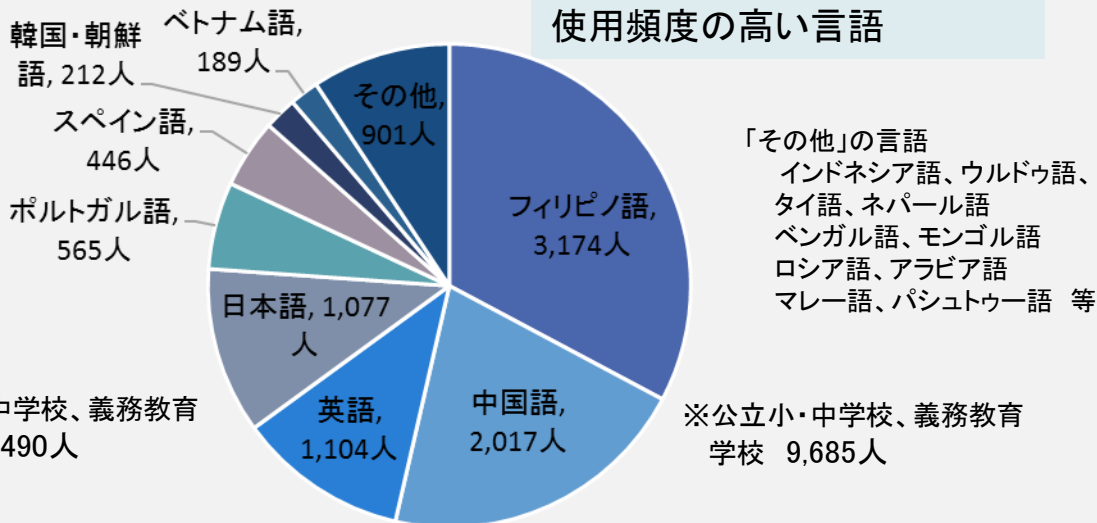
① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒の母語



※公立小・中学校、義務教育学校 36,490人

日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



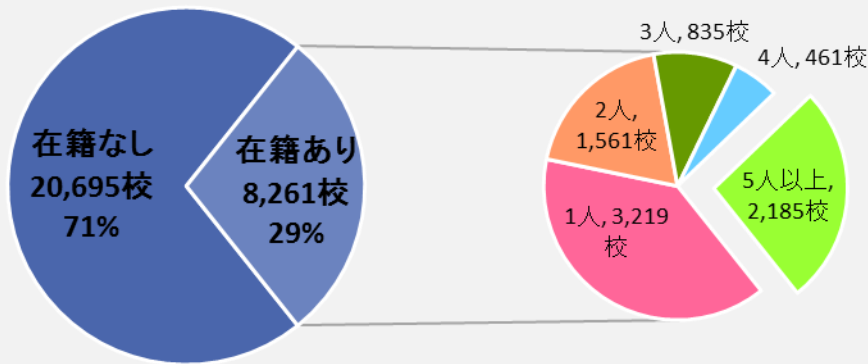
「その他」の言語
 インドネシア語、ウルドゥ語、
 タイ語、ネパール語
 ベンガル語、モンゴル語
 ロシア語、アラビア語
 マレー語、パシュトゥー語 等

※公立小・中学校、義務教育学校 9,685人

② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

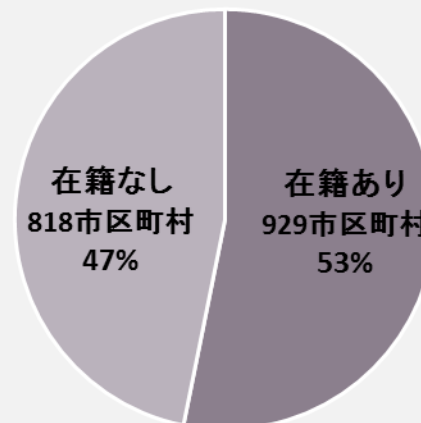
公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,956校)



※100人以上は
 全都道府県で12校

公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数

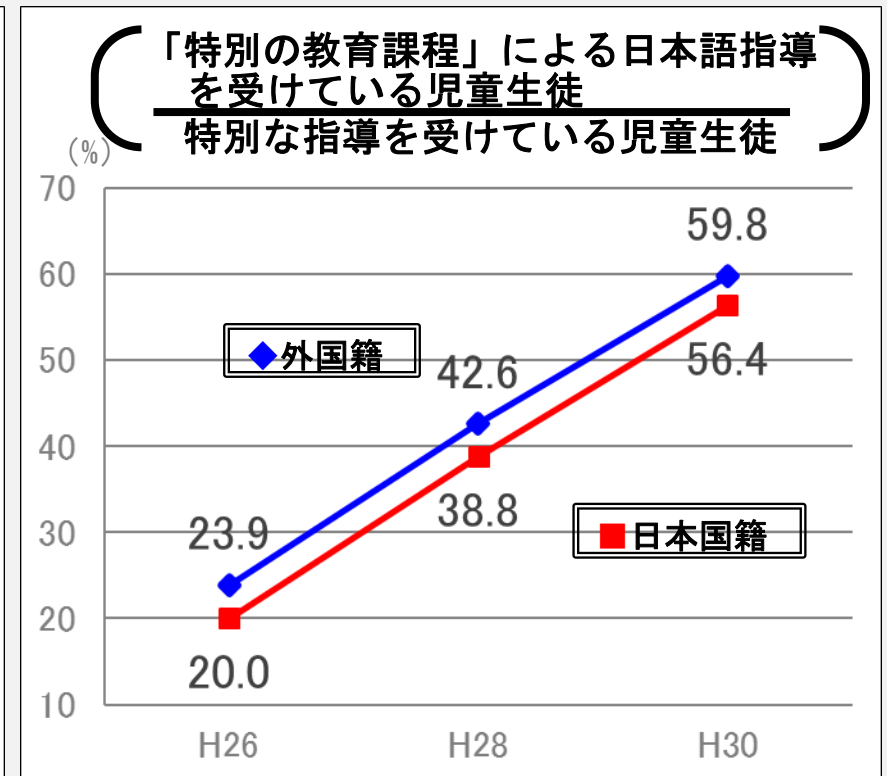
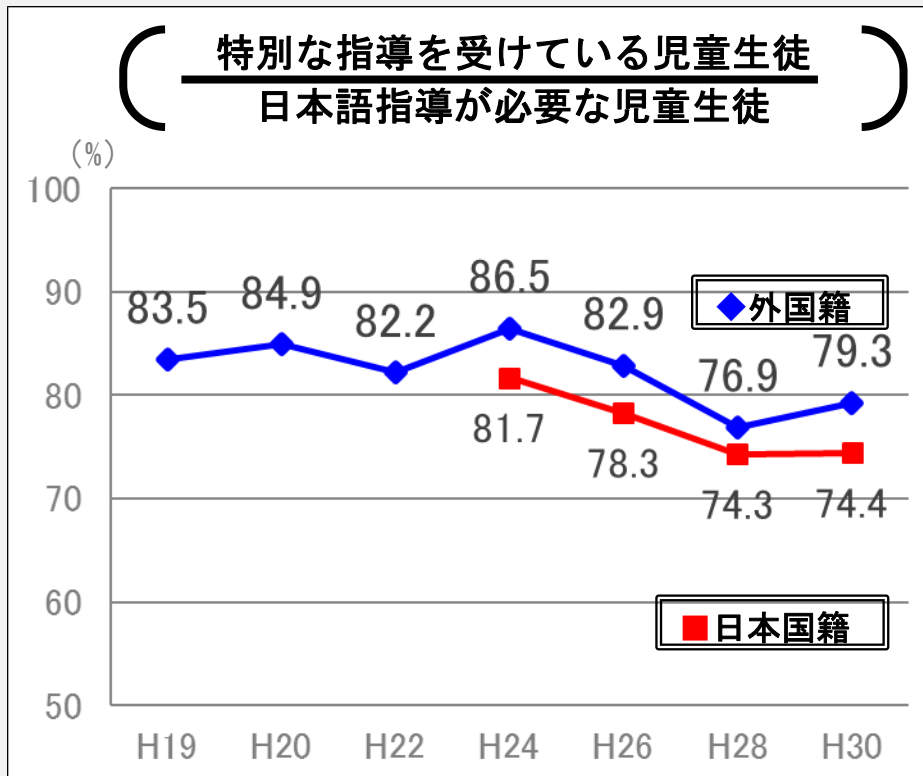


帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.3%（2.4%増）、日本国籍の者で74.4%（0.1%増）となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(*)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ59.8%（17.2%増）、56.4%（17.6%増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)（昭和54年8月4日条約第6号）(抄)

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）(抄)

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

外国人の子供の就学状況等調査結果(速報値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数) 124,049人

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,654人となる。(さらに④を加えると22,701人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当計	87,164	68,246	3,361	648	2,220	5,976	80,451	6,746
(構成比)		(84.8%)	(4.2%)	(0.8%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当計	36,885	28,149	1,643	352	827	2,792	33,763	3,140
(構成比)		(83.4%)	(4.9%)	(1.0%)	(2.4%)	(8.3%)	(100.0%)	
合計	124,049	96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214	9,886
(構成比)		(84.4%)	(4.4%)	(0.9%)	(2.7%)	(7.7%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

※ 上表の「計114,214人」と「⑥9,886人」を足しても「(1) I 124,049人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①~⑤の人数を除いているためである。

学校での受入体制の充実と 義務教育諸学校への就学促進

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に係る指導体制の整備状況

①教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに係る指導体制の整備状況 (複数回答)

n=1,741

	選択肢	回答数	構成比 (%)
ア	一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「 拠点校 」を設置し、 域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級を行う	108	6.2
イ	一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「 拠点校 」を設置し、担当教員が拠点校での指導に加え、 拠点校以外の学校へも巡回指導を行う	96	5.5
ウ	日本語指導の支援者や母語支援員等が 域内の学校を巡回して指導・支援を行う ※ (イ) のケースを除く	285	16.4
エ	学校に配置 (複数校を巡回するものを除く) した外国人児童生徒等教育担当教員や日本語指導の支援者、母語支援員が指導・支援を行う ※ (ア) (イ) のような「 拠点校 」方式によるものを除く	491	28.2
オ	外国人児童生徒等教育担当教員が配置されていない学校において、 ICT等を活用した遠隔教育 を実施している	7	0.4
カ	教育委員会等に、外国人児童生徒等教育の指導内容等の研究開発・提供、教員・支援員の配置・研修等についての コーディネートを行うための組織 を設置している	109	6.3
キ	特段の指導体制を整備していない (単独選択)	891	51.2
ク	その他	128	7.4

②特段の指導体制を整備していない場合の理由 (複数回答) n=891(①でキを選択)

	選択肢	回答数	構成比 (%)
ア	所管する学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等がない又は少ない	825	92.6
イ	通常の学級において必要な支援ができています	66	7.4
ウ	どのような支援を行うべきか分からない	39	4.4
エ	人員や予算が不足している	132	14.8
オ	その他	25	2.8

「オ その他」記載例： 状況に応じ個別に指導／自費で日本語学校へ通っており日本語が理解できている／県による支援を活用している 等

支援員等の配置状況

* 令和元年5月1日現在で雇用・登録等されている日本語指導の支援者・母語支援員（学校において外国人の子供の支援等を行う外部人材）の人数

日本語指導の支援者 (複数回答) n=1,741

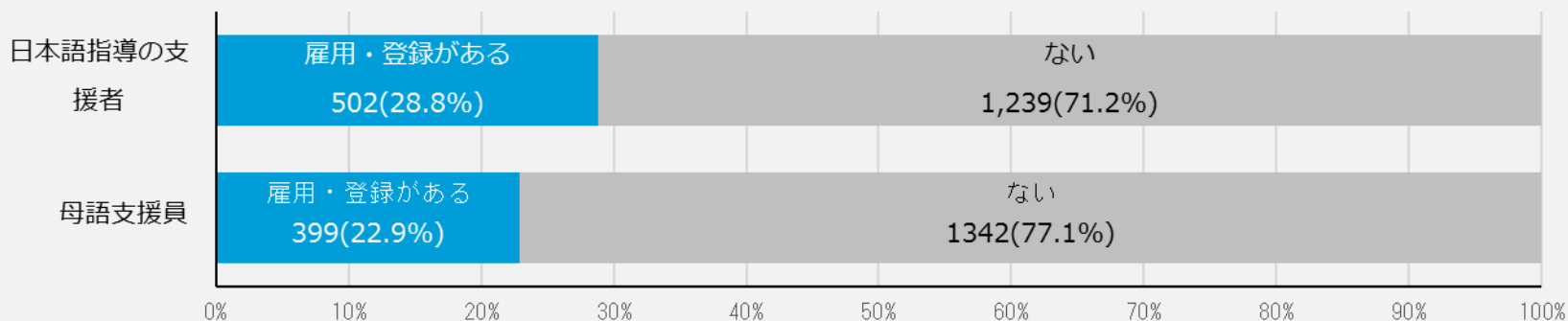
選択肢	回答地方公共団体数	人数計(人)
常勤職員	69	244
臨時・非常勤職員	271	1,566
ボランティア	103	1,449
他機関（県・団体等）からの派遣	115	520
その他	49	473
合計	502	4,252

母語支援員 (複数回答) n=1,741

選択肢	回答地方公共団体数	人数計(人)
常勤職員	15	59
臨時・非常勤職員	232	1,394
ボランティア	75	1,404
他機関（県・団体等）からの派遣	85	1,093
その他	54	723
合計	399	4,673

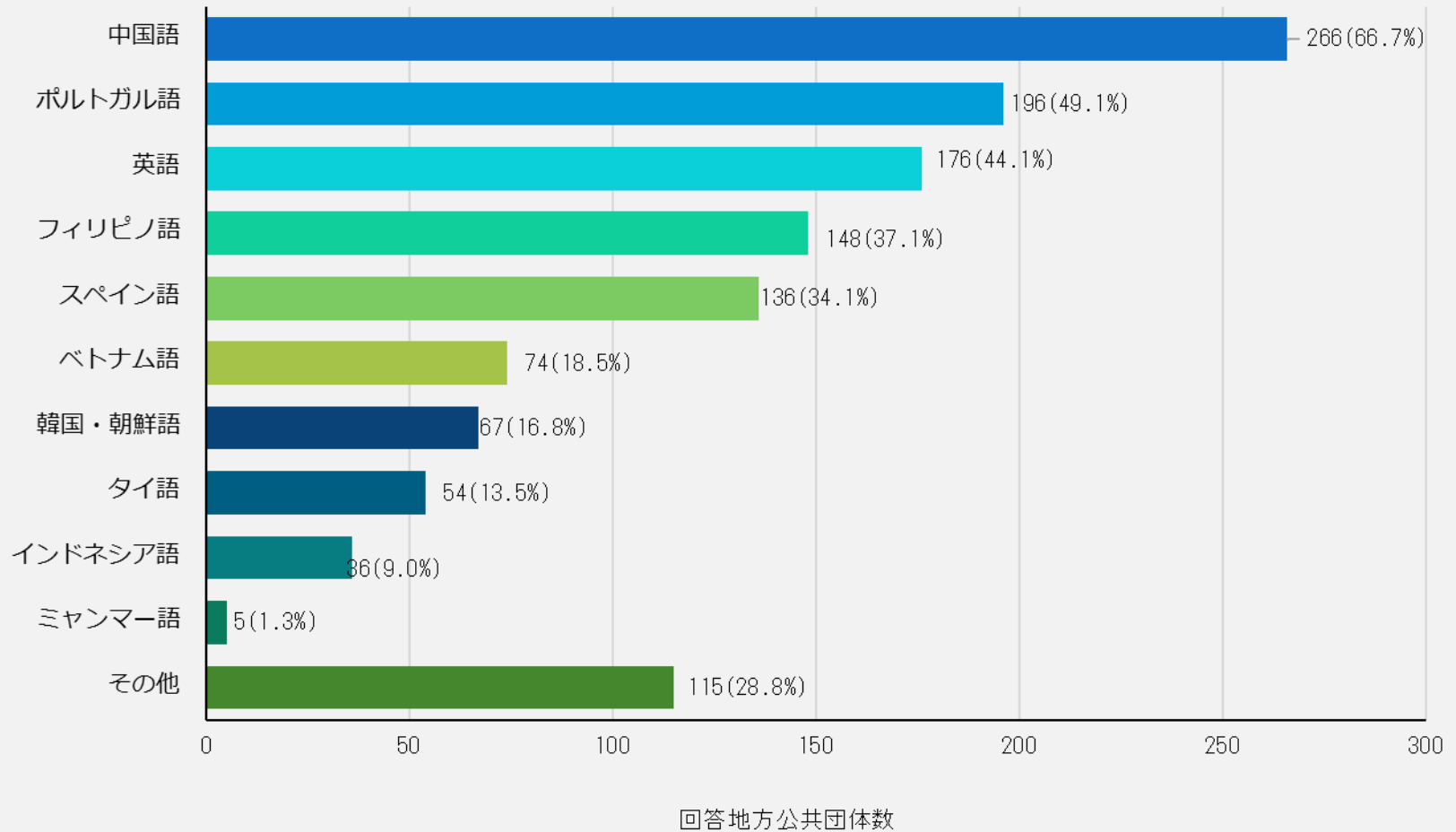
<雇用・登録の有無別地方公共団体数>

n=1,741



母語支援員の言語対応状況（複数回答）

n = 399



「その他」記載例：

フランス語／ラオス語／アラビア語／ロシア語／モンゴル語／ペルシャ語／シンハラ語／イタリア語／ウルドゥ語／タミル語／ドイツ語
／ネパール語／北京語／広東語 等

現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向(10年間で1.5倍)が続いており、使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導を受けていない児童生徒は、平成30年度では21.7%。特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は、59.1%である。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など指導・支援体制の工夫を図ることにより、効率的に指導・支援を行うことが必要不可欠。

◆帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

補助対象： 都道府県・指定都市・
中核市

補助率： 1/3

◆定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象： 都道府県・市区町村等

補助率： 1/3

【校内の支援・指導体制の構築】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

【校外での就学支援の推進】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

■自治体を実施する外国人児童生徒等の教育に関する取組を支援することにより、各地域の実情に応じた指導・支援体制の構築を促進する。

外国人児童生徒等に関する指導体制の確保・充実のために取り組むことが考えられる方策

※実線は既存の取組、点線は今後考えられる取組

基礎的な知識の普及

●養成段階の取組みの充実

・教職課程を設置する大学の現状の把握

・様々な取組事例の収集

・当該大学の所在する地域の必要性等に応じた多様な取組みの普及

●校内研修等で使用できる初級者向け動画コンテンツの開発

・実施主体の確保

・適切なコンテンツの作成

管理職、担当教員等の資質能力の向上

●教職員支援機構の「指導者養成研修」

実績：120名程度受講/年

●「モデルプログラム」を活用した研修の普及

外国人児童生徒等教育に関する研修実施状況

教育委員会における独自の研修の実施率：

・学級担任、日本語担当 8.0%

・管理職 1.9%

※実施していない 88.0%

初任研 (H29) における実施率：

・小40.0% 中43.5% 高40.9% 特支37.3%

中堅研 (H29) における実施率：

【必修】

・小3.5% 中3.5% 高4.7% 特支4.7%

【選択】

・小9.6% 中9.6% 高14.1% 特支10.9%

●中上級者向けオンライン講座の開発

・実施主体の確保

・適切なコンテンツの作成

●免許状更新講習

選択必修領域（国際理解及び異文化理解教育）
選択領域で実施

●日本語指導アドバイザーの派遣

●研修成果の可視化、インセンティブの付与

・履修証明などの形で研修成果の可視化を検討

・インセンティブ付与について検討

外部人材の活用、資質能力の向上

●日本語教師等の外部人材のより効果的な活用、研修

・学校教育や児童生徒等への指導等に関する資質能力の向上のための研修の充実

・特別の教育課程、初期集中支援等を担当する外部人材の学校における位置づけの明確化（特別非常勤講師、特別免許状の活用の検討）

日本語教師（常勤・非常勤の数）18,563人
（2018.11.1現在）

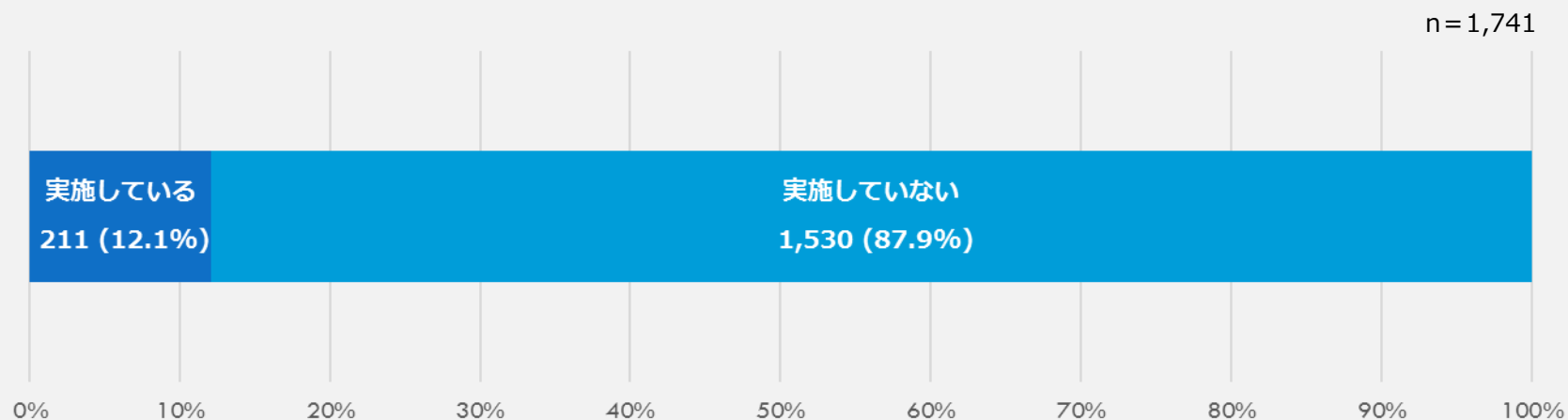
学校における組織的な指導体制の確保

●管理職、日本語指導担当教員、在籍学級担当教員、その他の教職員、外部人材等による組織的な対応

●学校と教育委員会等の行政機関との有機的な連携・協働

論点：学校の中核になる人材を育成する一方で、特定の教職員任せ、学校任せにならない体制づくり

教育委員会における日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育に関する研修の実施状況 (複数回答)



<研修の対象者>

n=211(教育委員会独自の研修を実施)

選択肢		回答数	構成比 (%)
ア	在籍学級担任、日本語指導担当教員	144	68.2
イ	主任、主事（教務主任、学年主任、生徒指導主事等）	14	6.6
ウ	管理職	35	16.6
エ	ア～ウ以外の教員	20	9.5
オ	日本語指導の支援者、母語支援員	116	55.0
カ	その他	12	5.7

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修 モデルプログラム開発事業

2019年度予算額 : 12,395千円
(前年度予算額 12,342千円)



文部科学省

日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、居住地域も集住化と散在化が同時に進行する中、さらなる支援・指導の充実を図るため、日本語指導等を担当する教員の専門性の向上が求められている。

(参考)

日本語指導の方法がわからなかったり、教材等がなかったりするために、日本語指導等特別の指導（放課後の教科の補習等）ができていない学校は1434校あり、同じ理由のために、在籍学級以外の教室などでの取り出し指導（「特別の教育課程」による日本語指導）ができていない学校が2202校ある。（日本語指導が必要な児童生徒の在籍数は7020校（外国籍）・3611校（日本籍））

大学等、教育委員会、学校における養成・研修に資する 体系的なモデルプログラムを開発・普及

○大学等、教育委員会、学校における養成・研修についての実態調査の実施（対象：教員養成系大学等607校、全国の教育委員会等）

H29

○上記調査や先進事例へのインタビュー調査を踏まえた、教員・支援員に求められる資質・能力の検討

○モデルプログラムの立案及び同プログラムの試行協力機関・団体の公募・選定

○モデルプログラムの試行（大学、教育委員会、学校、NPO等（20機関程度）における養成・研修において実施）

H30

○モデルプログラムの成果の分析、評価の実施

○モデルプログラムの実施方法についてのガイドブックの作成に向けた実施事例の収集

H31

○モデルプログラム改訂版（最終版）、「養成・研修ガイドブック（仮称）」の作成

○モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催

○日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開

教員の養成・研修に資する「モデルプログラム」の開発(2017～19年度)を踏まえ、その成果を活用しつつ、外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力の向上を図ることにより、全国的な支援体制の充実を図る。

1. 研修講座検討委員会の開催 4,891千円(新規)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等教育を担う教員のためのオンライン研修講座開発に向けた検討委員会を開催。

(検討内容:講座内容(導入編、指導編、履修証明プログラムとして提供できる教育内容等)、文科省開発「モデルプログラム」の活用等)



2. ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化 700千円(700千円)

先進地域で作成された教材や翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する資料を集約したポータルサイト「かすたねっと」の機能強化を図る。

「かすたねっと」の機能強化



3. 研修用動画コンテンツの作成 9,000千円(新規)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力の向上を図るため、教育委員会が実施する研修での活用や個人でも受講することができる動画コンテンツを作成し、「かすたねっと」で提供。



4. 外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成 2,144千円(新規)

来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について、理解を深めてもらうための動画コンテンツを作成し、「かすたねっと」で提供。

※言語:ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語 等



「かすたねっと」の機能強化を行い、教員の資質・能力の向上を図ることにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍するすべての学校において、支援体制の確立・充実が図られる。



外国人児童生徒等の在籍状況を見ると、一定地域に集住しているケースが多い一方、各地域に散在する傾向もみられる。こうした状況を踏まえ、共生社会の実現に向け、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための方策について、先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図る。

教員養成課程を置く大学に対し、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための先進的なプログラムの開発を委託。

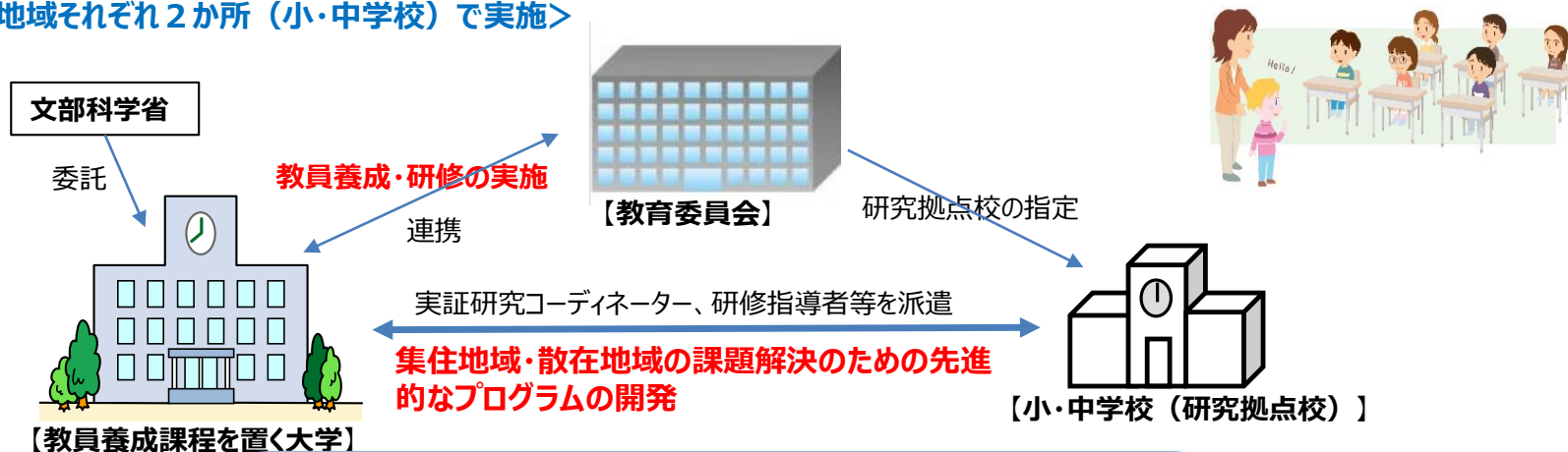
<集住地域>

日本人児童生徒を含む**全ての児童生徒が基礎的な学力を身に付け、多様な文化背景を理解しながら共に学ぶ授業の在り方**について先進的なモデルを開発。

<散在地域>

外国人児童生徒スーパーバイザー（仮称）が遠隔での教員研修や相談等を通じて、**地域における拠点校設置等や、日本語指導体制の構築を支援**。

<集住地域・散在地域それぞれ2か所（小・中学校）で実施>



研究の成果を全国に普及することにより、**集住地域・散在地域において、共生社会に向けた、外国人児童生徒等への適切な教育の機会が確保される。**

日本語指導アドバイザーボード（令和元年5月運用開始）

【趣旨】

地方公共団体における外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るとともに、日本語指導の指導者を養成するため、日本語指導アドバイザーの派遣等を実施する。

【日本語指導アドバイザーの業務】

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修における指導
- (3) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討

※ 派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省が支出。

【日本語指導アドバイザー（五十音順・敬称略）】

今澤 悌	山梨県甲府市立大國小学校教諭
海老原 周子	一般社団法人kuriya 代表理事
大菅 佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事
小島 祥美	愛知淑徳大学准教授
近田 由紀子	目白大学専任講師
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授
佐藤 郡衛	明治大学特任教授
築樋 博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
浜田 麻里	京都教育大学教授

※令和元年度の新規受付は終了

都道府県・市町村教育委員会が外国人児童生徒等の教育を担当する皆様
 大学関係者の皆様
 自治体で多文化共生に取り組む皆様

派遣費用は文科省が負担します！

文部科学省 日本語指導アドバイザー

増加する外国人児童生徒等に対する日本語指導や学習支援について、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「日本語指導アドバイザー」の派遣を行います。

このようなご希望やお悩み…

教育委員会で…

- 外国人児童生徒等の教育について研修を学びたい！
- そのために、経験豊富な講師を求めたい。

教育委員会で…

- 外国人児童生徒等のため、対応が確立している、外国人児童生徒等の対応施策について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。

大学で…

- 教員市場の学生に、日本語指導について学びたい。
- どんなカリキュラムがよいのか…。

地域で…

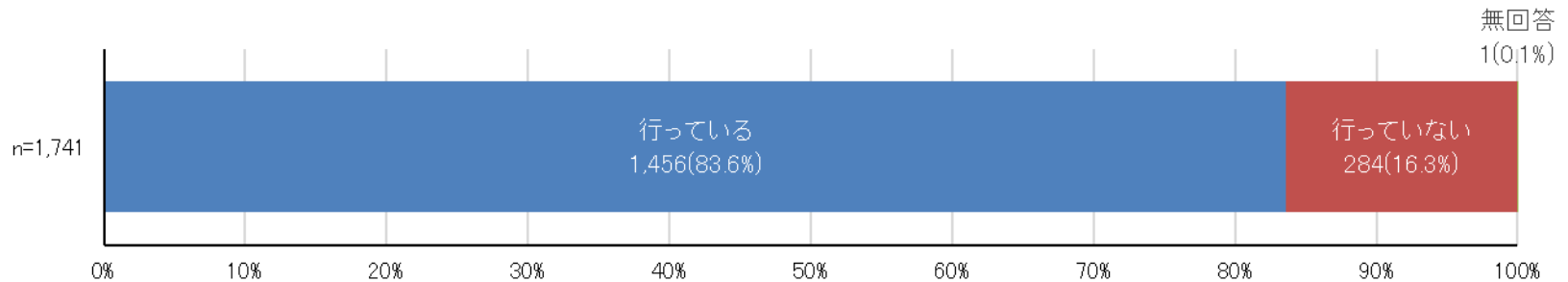
- 子どもがいる外国人家庭がとて多いため、NPOと連携して、支援の展開ができないか…。

日本語指導アドバイザーがお手伝いします！



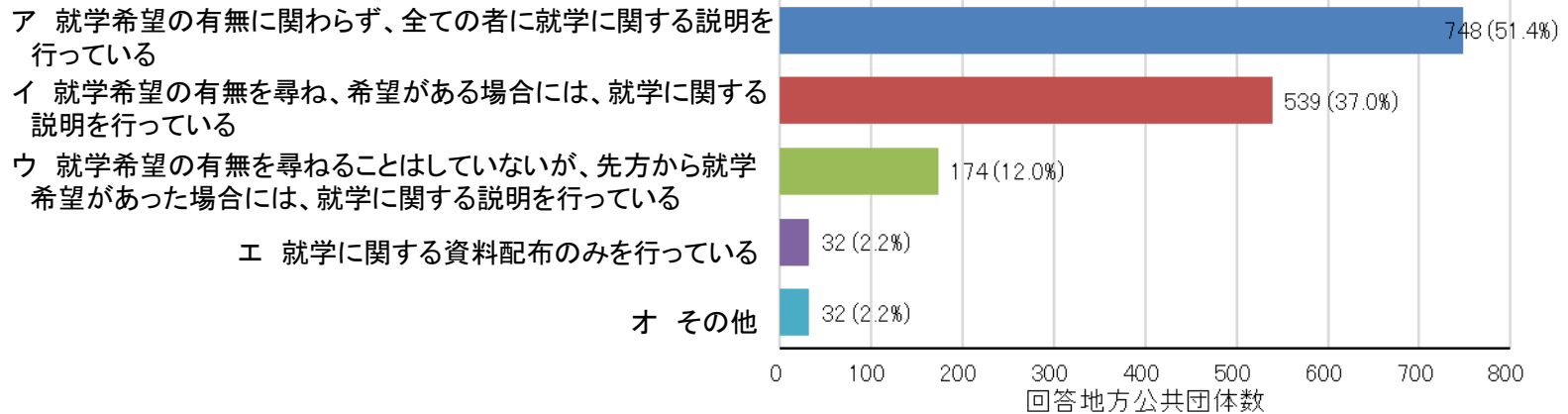
◎住民登録手続きの際の就学案内の実施状況①

※ 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学案内を行う地方公共団体の状況



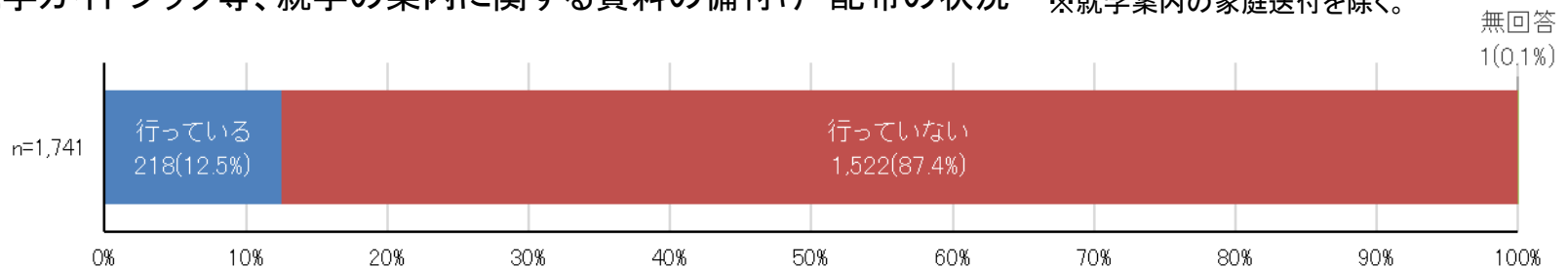
◎住民登録手続きの際の就学案内の実施状況②

(複数回答) n=1,456((2)で「行っている」と回答)



◎就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

※就学案内の家庭送付を除く。



「外国人児童生徒の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(2019年3月15日付) (都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会宛て)

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 住民基本台帳の情報に基づく就学案内の通知
- 幼稚園等への就園に関する情報提供

(2) 就学状況の把握

- 学齢簿に準じるものの作成など、適切な情報の管理
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握、情報の更新
- 就学機会確保のための継続した働きかけ

(3) 外国人関係行政機関との連携の促進

- 総合教育会議の活用、住民基本台帳担当部署、福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署、公共職業安定所、地方出入国在留管理局等との連携

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受け入れ体制が整備されていない場合の他区域への通学

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認めることが可能
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの適切な対応が必要

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語教室等において受け入れや学校生活への円滑な適応につなげるための支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受け入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

高校進学の促進と中退防止

高等学校における受入れ

①帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

	試験教科を 軽減している	学科試験を 実施しない	その他
帰国生徒	15 府県	2 県	23 道府県
外国人生徒	13 府県	1 県	25 道府県

②各学校における特別定員枠の設定状況

	特別定員枠を設定している
帰国生徒	18 都道府県
外国人生徒	14 都道府県

※「その他」に該当する内容

- ・出題文の漢字にルビを振る
- ・辞書の持ち込みを許可する
- ・試験時間の延長 等

出典「平成31年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」
※上記調査において、帰国・外国人生徒に対する取組を行った学校数を
回答した都道府県の数を記載。

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等
について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

(1) 編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、**保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合**についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm

平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416 (※1)	28,929 (※3)	1.3%

2. 進路状況

①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315 (※2)	533,118 (※2)	71.1%

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	245	98	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	158,135 (※2)	6,746 (※2)	4.3%

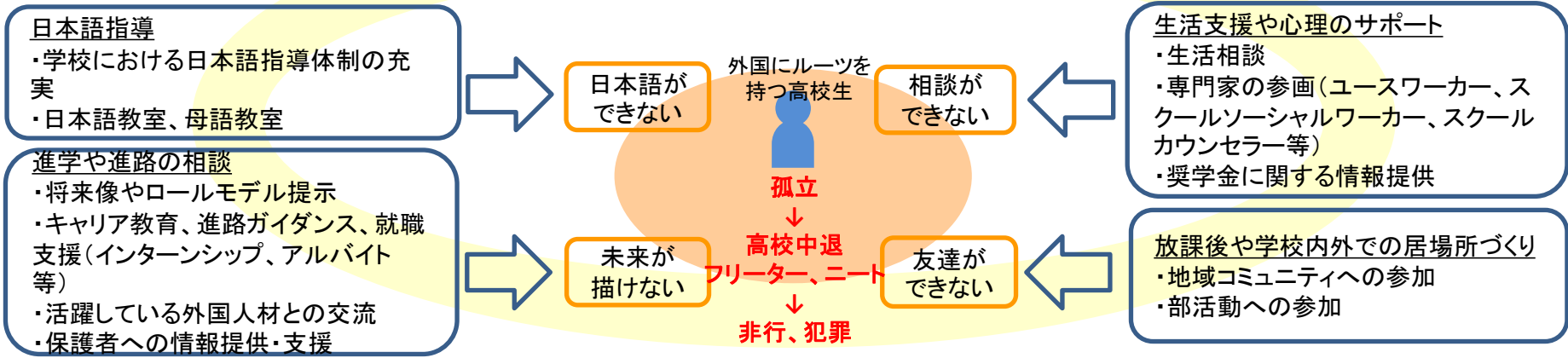
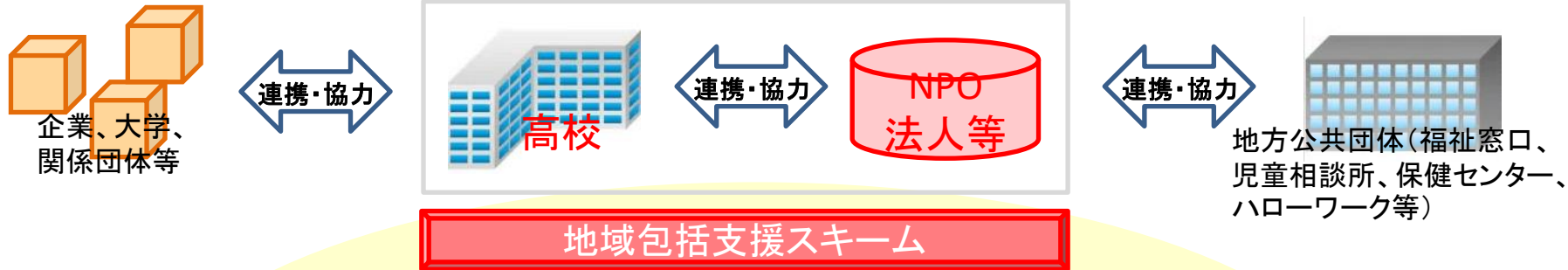
③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315 (※2)	50,373 (※2)	6.7%

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

現状と課題

- 日本語指導が必要な外国にルーツを持つ高校生は、この10年で**2.6倍に増加**。
- 日本人と共に育つ外国にルーツを持つ若者たちには、**母国との架け橋となるグローバル人材**としての活躍が期待される。
- しかしながら、**これらの者に対する支援が十分ではない**ことから、**将来有望な若者の芽を摘んでしまっている**現状。
- この現状を打破すべく、**NPO法人や高校等が、企業やボランティアなどの関係団体等と連携して、外国にルーツを持つ高校生に対して包括支援**を行う取組に対して支援。
- 今後、**外国人労働者の受入れが拡大され家族滞在も増えていく**方向であり、**こうした支援の必要性は一層高まっていく**。



- 外国にルーツを持つ高校生の自立、自己実現、活躍の促進。各国と日本をつなぐ架け橋となるグローバル人材に成長。
- 我が国の経済・社会の安定・発展に寄与。多様性を尊重する社会、共生社会の実現。

政府・文部科学省の動き

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について【主な施策】

令和元年6月18日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進 (特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策等)

- 就労を希望する外国人材と地域の企業とのマッチング支援（建設分野の特定技能試験実施法人における求人求職のあっせん等の実施（新規）、介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、地方公共団体とハローワークの連携による中小企業の受入支援（新規））
- 在留資格変更手続等における優遇措置の検討（新規）
- 地方創生推進交付金の活用促進のため、効果的に外国人を地域に定着させるための調査を実施、外国人受入施策に係る先導的事業を地方公共団体に周知して「横展開」
- 住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援

共生社会実現のための受入れ環境整備

- 外国人の雇用促進等を効率的に支援するため、入管庁、法テラス、人権擁護機関、ハローワーク、査証相談窓口、JETRO等の関係部門を集約させた「外国人共生センター（仮称）」の設置（新規）
- 地方公共団体の一元的相談窓口に係る交付金の交付対象の見直しの検討、多文化共生社会の実現に資する日本人からの相談への対応の検討
- 国と地方公共団体との懸け橋となる受入環境調整担当官の体制整備
- 生活・就労ガイドブック、災害情報の14か国語対応の推進、「やさしい日本語」の活用（新規）
- 医療費不払等の経歴のある外国人の再入国拒否等により、医療機関の未収金の発生を抑制
- 感染症の蔓延防止のため、結核の入国前スクリーニングの適切な実施
- 運転免許試験、外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続に係る多言語化の要請（新規）
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（パンフレット作成等）、帰国時の口座解約の要請、口座売買等によって上陸拒否や国外退去となり得る旨の周知（新規）
- 地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICTを活用した日本語学習教材の開発
- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援の要請
- 全国調査による外国人の子供の就学状況の把握（新規）、地方公共団体と連携した就学促進
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化（14か国語）等による安全衛生教育の推進

留学生の在籍管理の徹底・技能実習制度の更なる適正化

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等について、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化、私学助成の減額等（新規）
- 専ら日本語教育を行う大学の留学生別科について、日本語教育機関と同様の基準を作成し、基準不適合の大学への留学生の受入れを認めない仕組みの構築（新規）
- 外国人技能実習機構の現地検査等のための能力の強化
- 技能実習生の失踪等を防止するため、報酬支払の口座振込みの義務付け等により、賃金に関する不正行為等の発生を抑止（新規）

留学生等の国内就職等の促進

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示改正の周知促進
- 留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するためのベストプラクティスの構築・横展開
- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知
- 調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が就職できる業務の幅の拡充

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきた
それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 [12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領
の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育
の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の
在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

4. これからの時代に合った教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門の人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議

(令和元年5月30日設置)

【趣旨・検討事項】

外国人児童生徒等に対する教育に係る現状と課題を分析し、その更なる充実のための方策について検討を行う。

- (1) 外国人の子供の就学機会の確保
- (2) 外国人児童生徒等に対する教育の充実
- (3) 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

【委員（五十音順、敬称略）】

内田 千春 東洋大学大学院教授

オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 桃山学院教育大学教育学部教育学科講師

櫻井 敬子 浜松市教育委員会指導課教育総合支援センター外国人支援グループ長

佐藤 郡衛 明治大学特任教授

高橋 清樹 認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長

田中 宝紀 NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任事業者

浜田 麻里 京都教育大学教授

藤巻 秀樹 北海道教育大学教授

古沢 由紀子 読売新聞東京本社編集局編集委員

松尾 知明 法政大学教授

村松 好子 兵庫県教育委員会播磨東教育事務所所長

⇒ 年度内にも報告書を取りまとめ、今後の中教審の議論につなげる他、実現できる事項は逐次実行に移す。

參考資料

○外国人児童生徒受入れの手引き

(外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

○就学ガイドブック

(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

○学校教育におけるJSLカリキュラム

(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm (小学校)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm (中学校)

○外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～

(日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

○外国人児童生徒教育研修マニュアル

(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm

○情報検索サイト「かすたねっと」

(教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト)

<http://www.casta-net.jp/>

「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。
- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、平成30年3月に手引きの全面的な改訂を実施。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして掲載
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



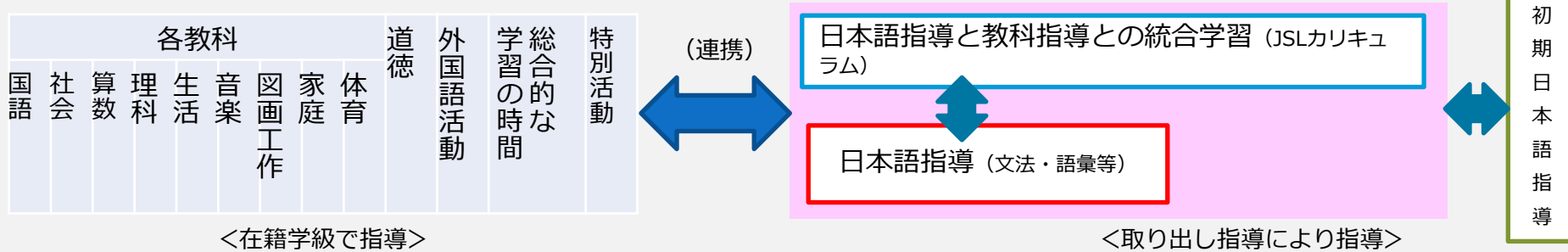
2019年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

日本語指導と教科指導との統合（JSLカリキュラム）

○指導の場

日本語指導が必要な児童生徒が在籍学級で各教科の指導を受けながら、日本語の能力に応じた「日本語指導と教科指導との統合学習」を取り出し指導の場において行う。



○日本語指導と教科指導との統合学習の効果

- ・ 問題解決的な活動を基本にすることにより、具体的な活動と言葉の意味を結びつけることができる。
- ・ 具体物や直接体験を生かすことができる。
- ・ 日本語能力に応じた発問の仕方により、子供の理解を促進する。
- ・ 子供のつまづきに応じて学習活動を組み込める。

トピック型 JSLカリキュラム

子供たちの興味関心に
沿ってトピックを設定
体験→探求→発信

- 「気候」・・・子供の実態と結びつける支援を行う。
 - 母国と日本の気候にはどんな違いがあるだろう。
 - 目標：母国や日本の季節について、写真や具体物、経験を基に表現できる。気温や降水量のグラフを書き、母国と日本の気候の違いに気づく。気候について調べたことを、友達に分かりやすく伝えることができる。

教科志向型 JSLカリキュラム

各教科に日本語で参
加できる力を育む
各教科の学習課程を重視

- 面積の求め方（平行四辺形）・・・日本語の理解や表現を促す支援を行う。
 - 日本語の目標：平行四辺形の求積方法を表す表現に慣れる。
 - 活動の流れ
 - ① 課題を理解する。
 - ② 求積方法について、ヒントを参考にしながら考える。
 - ③ ワークをもとに、考えたことを整理しまとめる。
 - ④ 自分が考えた方法以外について知る。

「特別の教育課程」による日本語指導を実施する場合は、年間10～280単位時間を標準とする。

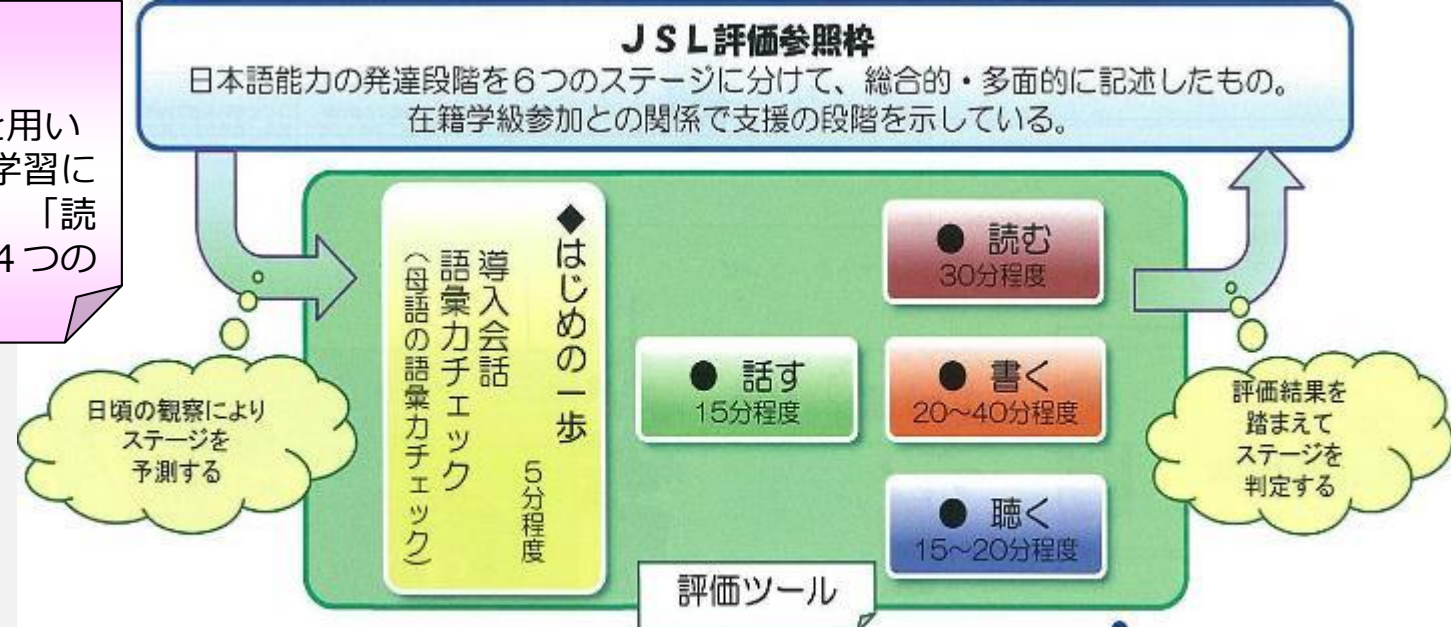
Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language



DLAのねらい

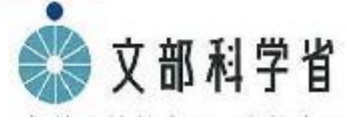
主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。
子どもたちの言語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ます。

DLAの特徴
一番早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

DLA



「かすたねっと」は外国につながるのある
児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです



お知らせ

平成31年2月1日 「かすたねっと」をリニューアルいたしました。

URLが <https://casta-net.mext.go.jp/> に変更になりました。お手数ですがブックマークの変更をお願いいたします。

URL : <https://casta-net.mext.go.jp/>